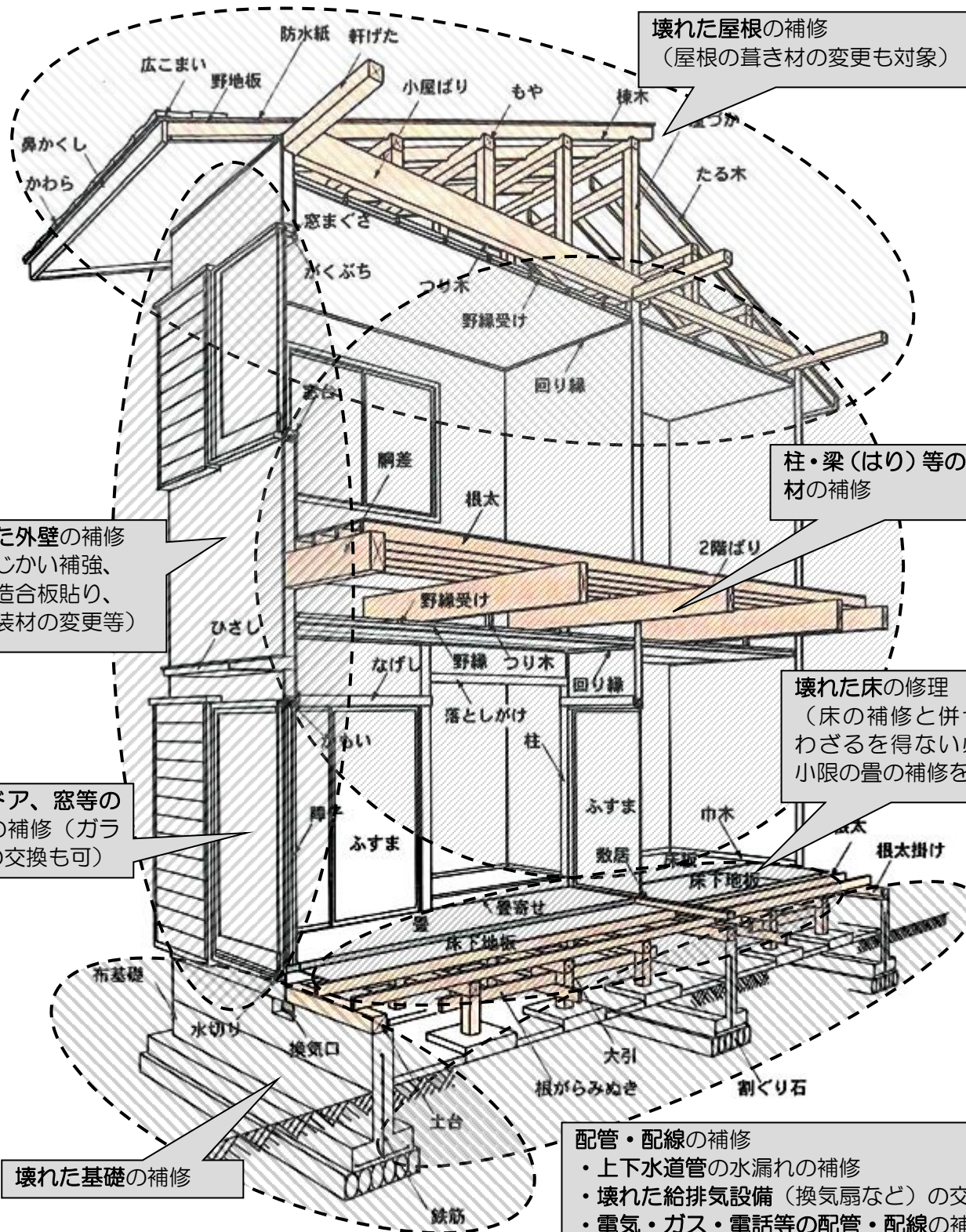


被災住宅の応急修理対象範囲（参考）



< 注意点 >

- ・内装は原則として対象外です（例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など）。ただし、災害による被害が原因で壊れたり、浸水した壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、浸水した床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修は対象です。エアコンや食器洗浄機等の家電製品は、対象外です。